

入院時食事療養費について

◆ 入院時食事療養費（Ⅰ）（１食につき）	
(1) (2) 以外の場合	730円
(2) 流動食のみを経管栄養法で提供する場合	665円
◆ 特別食加算（１食につき） 〔傷病名により治療食を提供した場合〕	76円
◆ 食堂加算（１日につき）	50円

入院時の食事に係る標準負担額（１食につき）

低所得者以外（一般、現役並み所得者）	550円
小児慢性特定疾病児童等、指定難病者 （低所得者以外）	330円
70歳未満の低所得者、70歳以上の低所得者Ⅱ	270円
直近１年間の入院期間が91日以降	220円
70歳以上の低所得者Ⅰ	130円
公費負担医療受給者等（例外あり）	0円

病 院 長